

# 日本大学校友会岩手県支部 日大石桜会会則

## 第一章 総 則

第1条 本会は、日本大学校友会岩手県支部石桜会(以下日大石桜会)と称し、事務所を盛岡市内に置く。

## 第二章 目 的

第2条 本会は会員相互の親睦と向上を図り、併せて日本大学と日本大学校友会岩手県支部の興隆発展に寄与することを目的とする。

## 第三章 会 員

第3条 本会の会員は、つぎのものとする。

1. 岩手中学校・高等学校と日本大学卒業及び終了した者
2. 前条で定める学校に在学したことのある者で役員会の承認を得たもの

## 第四章 役 員

第4条 本会に次の役員を置く。

- |        |     |
|--------|-----|
| 1. 会 長 | 1名  |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 幹事長 | 1名  |
| 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 査 | 2名  |

第5条 役員を選任

1. 会長、副会長、幹事長並びに会計監査は総会において選任する。
2. 幹事は会長が指名するものとする。

第6条 本会に名誉顧問、顧問、相談役、参与を置くことができる。役員会の同意を得て、会長が委嘱する。

第7条 役員任期は3年とし、再選は妨げない。ただし連続3期を超えて役員を選任することはできない。

1. 補充の役員任期は前任者の在任期間とする。

## 第8条

### 役員の仕事

1. 会長は会を代表し、会務を統理する。
2. 副会長は会長を補佐し、事故あるとき、又はかけたときには、その職務を代理又は代行する。
3. 幹事長、幹事は、会務の執行にあたる。
4. 監査は、会計及び会務について監査し、役員会、総会に報告する。

## 第五章 事務局

### 第9条 本会に事務局を置く

1. 事務局長 1名
2. 事務局員 若干名

## 第六章 会 議

第10条 本会の会議は定期総会と役員会の二種とし、必要に応じ臨時総会を開くことが出来る。役員会は随時開催するものとし、会議の議長は会長が当たる。

第11条 本会の会議は会長が招集する。議事は出席者の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長がこれを採決する。

## 第七章 会 計

第12条 本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第13条 本会の経費は次に定めるものをもってこれにあてる。

1. 会費 1,000円/年
2. 寄付金

## 第八章 附 則

1. 平成11年12月16日一部改正
2. 平成14年11月15日一部改正
3. 平成26年11月15日一部改正